



2025年10月20日

各位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 八 木 毅 之
(コード番号：6028 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画部広報 IR 室長 小 林 徹
(TEL. 03-6385-7998)

社債の早期償還に向けた手続実施に関するお知らせ

当社は、当社が2025年10月1日に公表した「社債の早期償還の検討状況に関するお知らせ」に記載のとおり、テクノ・ホールディングス株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といいます。）の早期償還の検討を進めておりましたが、この度、本日付の取締役会において、本社債の社債要項を変更して早期償還を行うために、社債権者集会の開催その他社債要項の変更に必要な手続を実施することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債要項の変更内容

本社債の償還期日を2025年12月30日（以下「新償還期日」といいます。）に、本社債の償還金額を各社債の金額100円につき金100,164,286円（本社債の変更前の償還金額に、新償還期日の翌日から本社債の変更前の償還期日までの利息相当額を加算して算出）にそれぞれ変更した上で、2025年10月27日から新償還期日までの本社債の利息は新償還期日にこれを支払い、また、本社債の変更後の償還金額は新償還期日にその総額を償還することを予定しております。

2. 社債権者集会の開催予定時期

社債権者集会は、2025年11月20日の開催を予定しています。

なお、本社債の社債権者様が社債権者集会において議決権を行使される場合、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定に基づき、社債権者集会の日の1週間前までに本社債に係る86条証明書（振替法第86条第3項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第68条第3項各号に掲げる事項を証明した書面）を取得した上で、当社にご提出いただく必要がございますのでご注意ください。

その他の詳細等につきましては、決定次第速やかに当社ウェブサイト及び電子公告にてお知らせいたします。

以上